

一宮市短期予防訪問サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市あんしん介護予防事業の実施に関する要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1項第1号アに規定する短期予防訪問サービス（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、保健師等が対象者の居宅を訪問し、必要な保健指導及び相談を実施し生活機能の維持・向上を図ることにより、要介護状態となることを予防し、高齢者の自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）
 - (2) 居宅要支援被保険者等のうち、地域包括支援センター等が行う介護予防ケアマネジメントに基づき、事業の利用が必要であると認められる者。
- 2 事業に参加している者が、事業の途中で参加の要件を満たさなくなった場合においても、引き続き参加することができるものとする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保健師、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、管理栄養士又は歯科衛生士が家庭訪問を実施する。
- (2) 家庭訪問により、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防、認知症予防又はうつ予防に関する指導のうち必要な指導を行う。
- (3) 事業の開始前および終了後にはアセスメントを実施し評価する。
- (4) 本事業終了後は、地域包括支援センター等に結果を報告する。

(実施主体及び運営主体)

第5条 事業の実施主体及び運営主体は、一宮市とする。

(事前アセスメント及び対象者の決定及び申し込み)

第6条 地域包括支援センターまたは地域包括支援センターより介護予防サービス計画の作成を委託された居宅介護支援事業所（以下「居宅介護支援事業

所」とする。)は、事業の対象になると思われる者に対し、介護予防ケアマネジメントを実施し、事業の利用を勧奨する。

- 2 事業の利用を希望する者は、あんしん介護予防事業・短期予防訪問サービス利用申請書(様式第1)を市に提出するものとする。また、心臓疾患、骨折等の傷病を有している者については、運動器の関連プログラムの実施により病状悪化のおそれがあることから、プログラム参加の適否について医師の判断を求めるものとする。
- 3 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所は、対象者の利用者基本情報(様式第2)の写し、介護予防サービス支援計画書(様式第3)の写し及び6か月以内に実施した基本チェックリスト(様式第4)を、市に提出する。

(実施に係る単位の期間)

第7条 事業の実施に係る単位の期間はおおむね3か月間とし、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所は、当該単位が修了するごとにアセスメントを行わなければならない。

(個人情報の提供)

第8条 事業の実施により保有することとなった個人情報は、事業の目的を達成するため、必要最小限の範囲内で、事業実施者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び関係医療機関に提供することができる。

- 2 前項の個人情報の使用にあたっては、個人情報利用同意書(様式第5)により当該利用者の同意を要する。

(秘密の保持)

第9条 事業の実施にあたっては、事業の対象者及びその家族のプライバシーの保護が図られるよう万全の措置を講ずる。

(利用料)

第10条 事業の利用料は無料とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前においても、事業の実施に関し必要な業務を行うことが

できる。

- 3 一宮市二次予防事業対象者訪問型介護予防事業実施要綱は、廃止する。
- 4 この要綱は、平成29年7月14日から施行する。
- 5 この要綱は、令和元年5月31日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。